

履修ガイド

I 教育課程（カリキュラム）

大学における授業科目は年次・学期ごとに体系的に開講されています。諸君はこのカリキュラムの枠組みの中で、それぞれ独自の時間割を作成し、必要な知識・技術を身につけていくこととなります。では、本学のカリキュラムはどのように体系づけられているのでしょうか。まず本学の授業科目の分類と単位制度のあらましを中心に、教育課程全般を説明します。

なお、本学の授業内容はWebシラバス（別紙参照）に詳しく説明されています。

1. 授業科目の分類

本学の授業科目は一体何科目くらい開講されているのでしょうか。数えてみると、今年度開講される授業科目は全学年・全学科で1400科目以上になります。ところで、これらの科目はその内容・授業形態などいくつかの方法で分類することができます。これから示す種々の分類は、今後諸君が履修計画をたて、また、卒業単位を充足していくうえで常に意識しておく必要がある事柄ですので、十分理解しておいてください。

（1）授業科目の区分

授業科目はその教育内容に基づいて次のように共通科目及び専門科目に分類されます。

区分	科目の例
共通科目	哲学と思想、知識と人間、情報処理Ⅰ、基礎英語Ⅰ、基礎ゼミ
専門科目	各学科に数多く開講されており、卒業研究も含まれる

（2）必修科目と選択科目

授業科目は必修科目と選択科目に大別されます。

必修科目	卒業するために必ず単位を修得しなければならない（1科目でも未修得の科目があれば卒業できない）科目 必修科目は定められた開講学期に修得しないと、その再履修のための時間とその学年に開講される必修科目の時間が重なって、履修に支障を生じる場合があるので、とくに注意すること。
選択科目	自由に選択し、履修することのできる科目。ただし、授業科目の区分ごとに卒業に必要な単位数が決められているので常に単位数に気を付けること。

(3) 授業形態

授業科目はその授業形態により次のとおり分類されます。

講義	講義形式で授業が行われる科目
演習	演習問題を解くことを主体に授業が行われる科目
実験・実習	体験的に授業が行われる科目

(4) 開講学期

本学では1年間を前期(4月～9月)と後期(10月～3月)に分け、それぞれの学期において、15週の授業を行うことを原則としています。そして、授業科目はその開講学期により、次のとおり分類されます。

前期科目	前期半年間にわたり開講される科目
後期科目	後期半年間にわたり開講される科目
通年科目	前期・後期にわたり開講される科目
集中講義科目	集中的に授業が行われる科目

各授業科目は、各学科とも当該学年、学期に履修するのが原則です。

2. 単位制

大学では単位制に基づいて授業科目を履修することになります。

単位制とは、各授業科目に一定の基準で定められている単位を修得する制度です。原則として、科目を履修し、試験に合格することによって、所定の単位を修得します。こうして修得した単位数を集積することによって卒業条件を満たしていくこととなります。

(1) 単位付与の基準

「単位」とは、学修の量を示す基準です。科目の単位数は、授業時間と予習・復習等の自習時間をあわせて45時間に対して1単位と定められています。単位の計算方法は、科目の形態によって異なり、原則として次のとおり計算されます。

なお、医療科学部についてはその限りではありません。

授業の形態	単位	授業実施	授業時間	自習時間	合計時間
講義	2	15週	30時間	60時間	90時間
コミュニケーション科目、演習	1	15週	15～30時間	15～30時間	45時間
実験・実習	1	15週	30～45時間	0～15時間	45時間

*授業は1時限あたり90分で行いますが、2時間分とみなし計算します。

(2) 授業時間

東京西キャンパス

時 限	授 業 時 間	休 憩
I 時限	9 : 4 0 ~ 1 1 : 1 0	1 0 分
II 時限	1 1 : 2 0 ~ 1 2 : 5 0	5 0 分
III 時限	1 3 : 4 0 ~ 1 5 : 1 0	1 0 分
IV 時限	1 5 : 2 0 ~ 1 6 : 5 0	1 0 分
V 時限	1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0	

千住キャンパス

時 限	授 業 時 間	休 憩
I 時限	9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0	2 0 分
II 時限	1 0 : 5 0 ~ 1 2 : 2 0	5 0 分
III 時限	1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 4 0	2 0 分
IV 時限	1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0	2 0 分
V 時限	1 6 : 5 0 ~ 1 8 : 2 0	(2 0 分)
(VI 時限)	(1 8 : 4 0 ~ 2 0 : 1 0)	

千住キャンパスの授業時間は原則としてV時限ですが、補講等でVI時限になることもあります。

3. 卒業要件

これまでの説明で、本学のカリキュラムがどのように構成されているか、授業科目の履修と単位制度の仕組みはどのようになっているかを理解できたと思います。

卒業に必要な最低修得単位数(卒業単位数)は、学則により生命環境学部及び教育人間科学部では124単位以上、医療科学部では、理学療法学科124単位以上、作業療法学科124単位以上、柔道整復学科124単位以上、東京理学療法学科124単位以上、東京柔道整復学科124単位以上、看護学科125単位、医療福祉学科124単位以上と定められています。その内ほとんどは3年次までに開講されており、4年次は卒業研究や実習を中心として履修ができるようにカリキュラムが編成されています。

卒業単位数の内訳は、授業科目の区分ごとに履修規則第18条に定められています。

Ⅱ 履 修

ここでは、諸君が本学で開講している授業科目のうち、何を履修するかを決める際の「履修上の注意」と、必ず行わなければならない「履修登録」等について説明します。以下に述べる履修登録の手続きはすべて諸君が自分の責任で行うものです。したがって、注意事項を守らなかったり、必要な手続きを怠ったり、期限に遅れたり、あるいは誤った履修登録をしてそのまま放置すると授業科目の単位の修得ができなくなりますので、十分注意し、確実に履修登録をしてください。

1 履修登録上の注意

(1) 履修の上限

学期ごとに履修できる単位数の上限は、履修規則第4条で定めるとおり24単位以内ですので、それを超えて履修登録することはできません。

ただし、卒業単位に含まれない資格(教職、学芸員、食品衛生管理者・食品衛生監視員、アスレティックトレーナー、トレーニング指導者)を取得するために開講されている科目は除きます。

(2) 必修科目

各学年次に開設している必修科目は必ず履修してください。

(3) 選択科目

各学年次に開設している選択科目のうちから、諸君が希望する科目を選択することになりますが、選択科目についても履修した科目が不合格となることもありますので、履修の上限の範囲内で多めに科目を選択し履修するよう心掛けてください。選択にあたり、よくわからない場合は助言教員に相談してください。

(4) 再履修

科目不合格の場合、翌年度以降に再度当該科目を履修し直すことを「再履修」と呼びます。例えば必修科目が不合格であった場合は、必ず再履修し、単位を修得しなければ卒業できません。なお、演習・実験・実習の場合は、教室の収容人数が決まっているため、科目担当教員の許可が必要です。また、時間割上重複する授業の履修は禁止されています。再履修科目が多くなると翌学期以降の履修に支障をきたすことが多々ありますので、必ず当該学期において単位を修得するよう心掛けてください。

(5) 他学部・他学科専門科目の履修

授業科目の履修は、それぞれ自分が属する学科・コースに開講されている授業科目を履修することが原則です。しかし、他の学部・学科・コースに開講されている授業科目でも、助言教員に相談の上、授業担当教員の許可を得て、履修登録している場合は履修することができます。

この場合、15 単位までは、自学科の専門科目として加算されて、卒業に必要な単位と認められますので、Web上で履修登録してください。

なお、当該科目の履修は、開設学科・コースの学生が優先されますので、希望に添えない場合があります。不明な点は助言教員または教務課に相談してください。

(6) 上位学年専門科目の履修

下位学年の履修については、通常の履修登録ですが、上位学年の開講科目の履修については、助言教員に相談の上、授業担当教員の許可を得て、履修する必要があります。その場合、学科から「上位学年の履修に関する指導票」を受け取り、記入の上教務課に提出してください。

なお、上位学年履修は医療科学部のみになりますので、学科に確認してください。

(7) 大学院授業科目の履修

生命環境学部では学部の3、4年次学生は、通算5科目10単位を限度として、大学院修士課程で開講している授業科目（輪講、特別実験以外）を履修することができます。ただし、履修を希望する場合は、当該科目担当教員及び助言教員（指導教員）の承認を受け教務課に「大学院授業科目の履修許可願」を提出してください。

学部在学期間中に大学院授業科目の受講を許可され、試験等に合格した者が、当該授業科目の単位の修得を希望する場合には、願い出により単位の認定を行い、学部の卒業に必要な単位（124単位）に含むことができます。また、学部から大学院修士課程へ進学した者のうち、学部在学期間中に大学院授業科目の単位の修得した場合は、願い出により単位の認定を行い、大学院修士課程の修了単位（30単位）に含むこともできます。この場合、学部在学期間中に、学部の卒業単位に含めた単位は、大学院の修了単位に含めることができません。

なお、大学院授業科目の履修及び単位認定を希望する学生は、所属する学科の学科長に相談して、その指示を受けてください。

(8) 履修上その他の注意事項

コミュニケーション科目、保健体育科目、演習等は、同一学科の学生であっても特別に組編成をする場合があります。学生諸君は指示された組で履修するものとし、他の組での受講は原則として認められません。

(9) 入学前の既修得単位の認定

本学に入学する前に他の教育機関で修得した単位を本学の単位として認めることができます。学則第24条に記載されていますので確認のうえ、入学した年の4月末までに単位を修得した教育機関の成績証明書とシラバスを教務課に提出してください。その後、認定する単位数を確定します。期間外に提出された場合は認定されません。

2 履修ガイダンス

大学のカリキュラムは学生が自分自身で計画的に科目を選択して、卒業に必要な単位を修得していくのが基本です。しかし、受講するにあたりさまざまな疑問や悩みが生ずることが多々あるかと思います。このため本学では、履修登録期間の前に次のような、履修ガイダンスを実施しています。

(1) 新入生履修ガイダンス

新入生履修ガイダンスとして、教務課ガイダンス、共通科目ガイダンス及び学科別専門科目ガイダンスを入学直後に各1回実施します。

教務課ガイダンス	カリキュラム表・授業時間割表の見方と履修登録の方法を中心に、授業科目がどのように開講され、どのような手続きで履修していくかを説明します。また、試験・成績・卒業要件など卒業までの流れについても説明します。
共通科目ガイダンス	共通科目の区分ごとの教員から、共通科目の内容を詳細に説明します。
学科別専門科目ガイダンス	それぞれの学科の教員から、学科専門科目を中心に、学科の履修要領を説明します。また、それぞれの学科における履修上の注意事項等についても指示されるとともに、実験、卒業研究などについても説明があります。

(2) 学年始めの履修ガイダンス

それぞれの学年始めに学年・学科ごとの履修ガイダンスが行われます。実施日は通常、授業開始の直前に行います。内容は、当該学年の開講科目の履修方法を中心に、全般の履修状況と注意事項を説明します。日程については、後期終了時に掲示するとともに保証人宛に郵送します。

(3) 履修相談

大学では、履修科目や単位修得状況が個人ごとにさまざまです。したがって、大勢の学生を対象とする履修ガイダンスでは解決できない悩みを抱えることもあるかと思います。このようなときに、個別の相談に応じられるよう、助言教員による個別履修相談があります。これ以外にも教務課窓口において随時相談に応じますので、積極的に出向いてくださ

い。また、勉強の仕方や授業で分からない点などがある場合は、科目担当教員や助言教員に積極的に質問してください。

(4) 履修指導

各学期の単位修得状況が極端に不振である場合、その後の履修に支障をきたしたり、4年間で卒業が難しくなることがありますので、当該学生に対し次学期始めに、各学科の教員による履修指導が行われます。

3 履修登録の日程等

履修登録は、関係書類の配付・履修登録票の提出・エラー修正など履修に係る一連の手続きが必要で、履修登録の日程にしたがって、慎重かつ正確に行わなければなりません。特に日程については、これを守らない場合は履修希望の科目登録が不可能になり、授業への出席が認められなくなるなど、不利益を被る場合がありますので十分注意してください。なお、受付場所や受付時間などの詳細はその都度掲示で通知します。

(1) 履修登録の日程（令和2年度）

事項	学期	前 期	後 期
履修登録関係書類配付		4月2日（木）～4月6日（月）	時間割表(Web)：後期授業開始日から
授 業 期 間		4月7日（火）～7月29日（水）	9月19日（土）～1月23日（土）
履修登録、変更期間		4月7日（火）～4月24日（金）	9月19日（土）～10月2日（金）

※上記日程を変更する場合は教務課から掲示で指示します。

(2) 履修登録関係書類

書 類 名	用 途
学 生 便 覧	履修の指針として参照すること（入学時に配布）
授 業 時 間 割 表	時間割作成の指針として参照すること (毎学期初めにWebに公開)

(3) 教科書の購入方法

教科書は、毎学期始めに一括販売します。

千住キャンパスは7号館1階、東京西キャンパスはカフェテリア奥の紀伊國屋書店で購入してください。

なお、あらかじめ「教科書一覧表」を配付しますので、必要な教科書を購入してください。

4 履修登録の手続き

新しい学期が始まると、授業時間割表に従って授業が行われます。諸君は自分自身で履修計画を立て、その学期に履修する科目を所定の手続きにより期限内に登録することになります。履修登録された結果は「履修者名簿」となって各科目担当教員に配付されます。つまり、この名簿に記載された者だけが当該科目を受講し、試験及びその他の方法(レポート等)により単位を修得できることになるわけです。ここでは履修登録の手順と登録上の注意事項を中心に説明します。

(1) 履修登録の手順

履修登録は次のような手順で帝京科学大学「教育支援システム(CampusSquare)」(以下、教育支援システムという)によるWeb履修登録で行います。このWeb履修登録のマニュアルは、帝京科学大学「教育支援システム」の「その他」にあるので、手順を参照のうえ履修登録を行ってください。なお、教育支援システムは以下の方法でログイン画面にアクセスします。

- ・大学ホームページトップ>学内情報>教育支援システム(CampusSquare)の手順でアクセス
- ・URL:<https://cams-web.ntu.ac.jp/campusweb> から直接ログイン画面にアクセス

	手 順	備 考
1	履修登録関係書類の受領	・学生便覧、授業時間割表など
2	第1週目の授業に出席及び履修計画の決定	・必修科目と選択希望科目に出席 ・自身の履修科目を決定
3	履修登録・変更	・履修登録・変更期間に教育支援システムによるWeb履修登録・変更
4	学生時間割の印刷	・履修登録した学生時間割を1部印刷し、各自控えとして保管すること
5	登録変更後の学生時間割の確認(最終確認)	・正しく履修登録されていることを確認
6	履修登録完了	・履修登録完了後の変更・取消しは認めない ・科目登録者は履修者名簿に登録される

※時間割に記載されている科目がWeb履修登録上に表示されない場合は、印刷した学生時間割表に朱書きし、教務課に提出すること

(2) 履修登録の準備

履修登録を行うにあたり、教務課から履修登録関係書類を配付します。事前に書類をよく読んで履修登録に臨んでください。その際各授業科目の内容や履修における注意事項、使用教科書等が「Webシラバス」に記載されていますので、十分参考にしてください。

まず当該学期の授業時間割及び授業科目の開講状況をよく把握したうえで、各自の時間割を作成し、履修登録を行ってください。

通常、「Webシラバス」は、教育支援システムへログインして閲覧しますが、本学ホームページ画面にある「シラバス」からも参照することができます。ログインに必要なID及びパスワードが発行されなくても「シラバス」から参照することができます。

(3) Web履修登録

授業開始と同時に履修登録が始まります。履修登録・変更期間はおおよそ2週間です(履修登録変更の日程を参照)。

Web履修登録を行うためには、本学で発行されたID及びパスワードが必要となります。パスワードを忘れないように注意してください。忘れた場合には再発行の申請が必要となり、発行までには受理した日から2日間(土・日・祝日は除く)かかります。

ID及びパスワードは、原則、情報処理の初回の授業に手渡される予定ですので、学生証持参のうえ必ず出席してください。

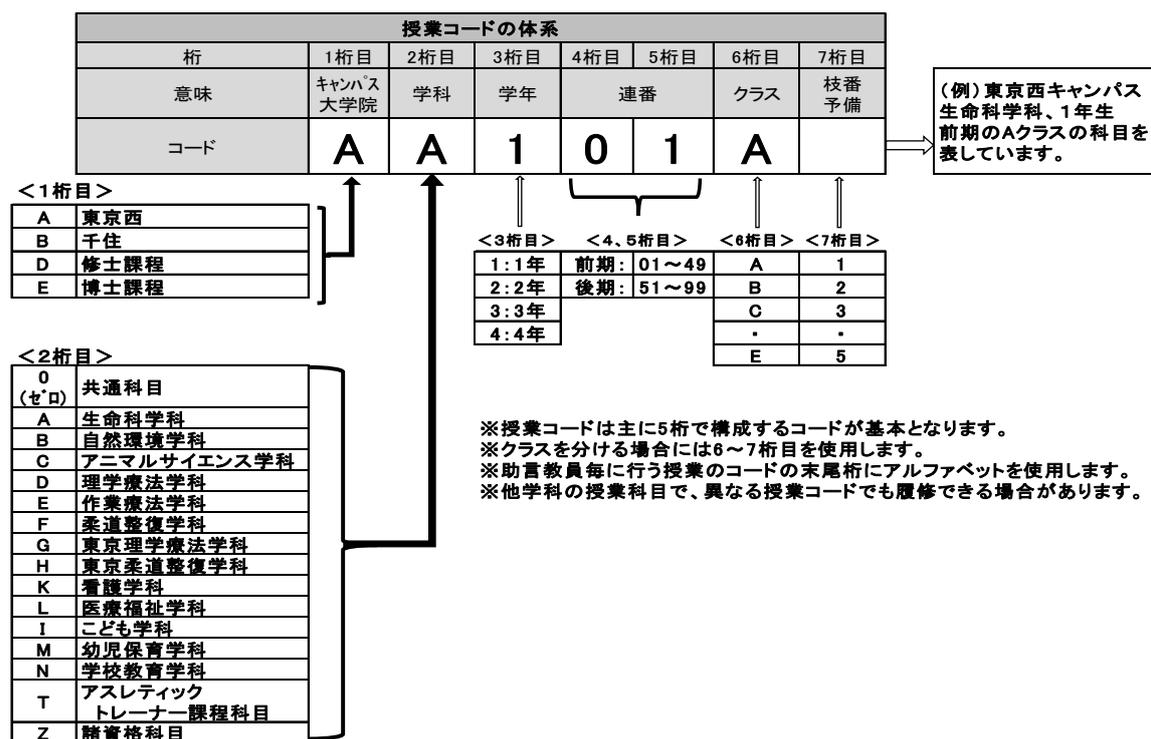
Web履修登録は、出来るだけ学内のPC開放教室等のパソコンから登録してください。学外からのWeb履修登録も可能ですが、各自のパソコン環境の設定の原因により「アクセス出来ない」、「登録が完了できない」などの不具合による個別の問い合わせには一切応じません。また登録期間の初日や最終日にアクセスが集中するとサーバ負荷の影響も考えられるので、PC教室の開放スケジュールを事前に確認し、余裕をもって履修登録を行ってください。

(4) 他学科専門科目履修

他学科科目の履修については、Web履修からの登録となります。授業担当教員と助言教員に承認された場合のみ履修可能となりますので、履修確認期間にWeb上で承認もしくは否認を確認してください。否認された場合は履修不可となりますので、必ず各自で確認するようにしてください。共通科目の他学科履修は認められません。

(5) 授業コード

本学の教育支援システム上に表記されている「授業コード」は以下のような体系となっています。「授業コード」は、キャンパス、学科、学年、学期、クラスなどの意味を表しています。但し、カリキュラムの(開講学期、開講学年)変更等により、体系と合致しない授業も一部存在します。



5 授 業

(1) 授業中の心構え

通常1回の授業は90分間連続して行われ、その内容は非常に充実したものになっています。したがって、1回の授業の内容を後で取り戻すことは容易ではありませんので、毎回の授業には真剣に取り組み、理解の不十分な箇所は教員に質問するなどして、必ずその回の授業内容はその日のうちに理解するように努めてください。また、真剣に授業に取り組んでいる学生の学習環境を守るため、携帯電話(スマホ)の使用や充電、私語や居眠り、授業開始後の入退室は禁止されています。場合によっては教室から退出させられることもあります。

(2) 休講・補講

教員の学会出張や大学の特別な行事などやむを得ない事由により、授業が休講となることがあります。休講のお知らせはモニター掲示板、学科掲示板等で確認できます。また、授業開始時刻を30分以上経ても授業が開始されない場合は、自然休講とします。なお、休講があった場合は、原則としてこれを補完するため、補講期間や時間割の空き時間などを利用して補講を実施します。補講の日程等の詳細は担当教員から指示もしくは掲示板で連絡します。

(3) 休業日の授業

授業回数（15回）確保のため、祝祭日等に授業を開講する場合があります。この場合は学年暦にてお知らせします。

(4) 気象警報発令と交通機関不通による授業の休講及び定期試験の中止の取扱い

各キャンパスの地域に、暴風警報等が発令された場合や通学圏の交通機関が、長時間にわたり不通となった場合の授業及び定期試験の取扱いは、下記のとおりとします。

1 気象警報が発令された場合の取扱い

両キャンパス共通	
基準時間と状況	授業・試験の取扱い
午前6時からⅠ時限開始までの時間帯に、警報が発令されている、あるいは発令されていた場合	Ⅰ、Ⅱ時限 休講 Ⅰ、Ⅱ時限 試験中止
午前10時からⅢ時限開始までの時間帯に、警報が発令されている、あるいは発令されていた場合	Ⅲ時限以降 休講 Ⅲ時限以降 試験中止

※基準時間内に警報が解除された場合でも休講等となります。

2 対象となる気象警報及び発令区域

対象となる警報 ※1	キャンパス	発令区域（地域） ※2
・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 ・特別警報	千住	東京23区
	東京西	上野原市

※①暴風警報、暴風雪警報、大雪警報及び特別警報のみが対象であり、これ以外の警報では休講等にはなりません。

②特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）の場合は全ての区分が対象です。

※キャンパスごとの発令区域に警報が発令されている場合であり、当該区域以外の場合には休講等にはなりません。なお千住キャンパスについては、東京23区全てではなく、いずれかに発令されている場合とします。

3 交通機関不通の場合の取扱い

・千住キャンパス

首都圏のJR線等交通機関が継続して不通となっている場合

基準時間と状況	授業・試験の取扱い
午前6時からⅠ時限開始までの時間帯に、不通となっている、あるいは不通になっていた場合	Ⅰ、Ⅱ時限 休講 Ⅰ、Ⅱ時限 試験中止
午前10時からⅢ時限開始までの時間帯に、不通となっている、あるいは不通になっていた場合	Ⅲ時限以降 休講 Ⅲ時限以降 試験中止

・東京西キャンパス

J R 中央線上野原駅を含む区間が継続して不通となっている場合

基準時間と状況	授業・試験の取り扱い
午前6時からⅠ時限開始までの時間帯に、不通となっている、あるいは不通となっていた場合	Ⅰ、Ⅱ時限 休講 Ⅰ、Ⅱ時限 試験中止
午前10時からⅢ時限開始までの時間帯に、不通となっている、あるいは不通となっていた場合	Ⅲ時限以降 休講 Ⅲ時限以降 試験中止

※各キャンパスで指定されている区間以外に交通機関の不通となっている地域があっても休講等にはなりません。

4 その他

- ・上記のほか、学長が安全確保のため必要があると判断した場合は、授業時間の変更又は休講・試験中止等の措置をとることがあります。
- ・休講等の措置については、気象庁又は各交通機関の公式ホームページに基づき判断し、その都度本学のホームページもしくは掲示でお知らせします。なお気象警報発令による休講等については、大学からの連絡が有る、無しにかかわらず各自において必ず気象庁のホームページで情報を収集し、上記1、2に従って対応するようにしてください。
- ・授業等の開始後に気象警報発令及び交通機関が不通となった場合は、その都度判断し対応します。
- ・学外実習の開始時間前に気象警報発令及び交通機関が不通となった場合は、必ず大学、実習先に連絡し、指示を受けてください。なお、学外実習の開始後の場合は、実習先、大学の指示に従ってください。
- ・授業の補講及び試験は、その都度掲示もしくはホームページでお知らせします。この場合、休業中に行う場合もあります。

6 教室

(1) 教室

授業は以下の教室を中心に行われます。詳しくは本冊子巻末に掲載の建物配置図を参照してください。

①千住キャンパス

本館

	教室名	座席数		試験時座席数	設備等
2 F	第1MM教室	64		32	マルチメディア装置
	第2MM教室	64		32	マルチメディア装置
	1201教室	40		24	視聴覚装置
	1202教室	40		24	視聴覚装置
	1203教室	52		28	視聴覚装置
	1204教室	52		28	視聴覚装置
	セミナー室1	40		24	視聴覚装置
	セミナー室2	40		24	視聴覚装置
3 F	1301教室	50	100	58	視聴覚装置
	1302教室	50			
	1303教室	50	100	58	視聴覚装置
	1304教室	50			
	1305教室	40	80	49	視聴覚装置
	1306教室	40			
	1307教室	143		88	視聴覚装置
	1308教室	143		88	視聴覚装置
	1309教室	143		88	視聴覚装置
	1310教室	147		88	視聴覚装置
	1311教室	278		185	視聴覚装置 固定机
	1312教室	278		185	視聴覚装置 固定机
4 F	1401教室	38		18	視聴覚装置
	1402教室	40		27	視聴覚装置
	1403教室	39		26	視聴覚装置
	1404教室	38		20	視聴覚装置
	1405教室	54		28	視聴覚装置
	1406教室	59	118	62	視聴覚装置
	1407教室	59			
5 F	1501教室	42		18	視聴覚装置
	1502教室	41	83	45	視聴覚装置
	1503教室	42			
	1504教室	37		19	視聴覚装置
	1505教室	54		30	視聴覚装置
	1506教室	58	117	62	視聴覚装置
	1507教室	59			
	1508教室	190		123	視聴覚装置 固定机

2号館

	教室名	座席数		試験時座席数	設備等
B1F	小アリーナ				
2F	2201教室	60	120	70	視聴覚装置
	2202教室	60			
	2203教室	52	103	58	視聴覚装置
	2204教室	51			
	2206教室	60	120	70	視聴覚装置
	2207教室	60			
3F	2301教室	60	120	64	視聴覚装置
	2302教室	60			
	2303教室	40	40	20	視聴覚装置
	2304教室	59	117	70	視聴覚装置
	2305教室	58			
4F	アリーナ				

3号館

	教室名	座席数	試験時座席数	設備等
B1F	階段教室	214	126	

7号館

	教室名	座席数	試験時座席数	設備等
2F	7201教室	150	92	視聴覚装置
	7202教室	300	180	視聴覚装置 固定机
	7203教室	300	180	視聴覚装置 固定机
	7204教室	200	123	視聴覚装置
	7205教室	100	62	視聴覚装置
3F	第3MM教室	60	30	マルチメディア装置
	第4MM教室	60	30	マルチメディア装置
4F	7401教室	249	159	視聴覚装置 固定机
	7402教室	150	92	視聴覚装置
	7403教室	261	161	視聴覚装置 固定机
	7404教室	150	92	視聴覚装置
5F	アリーナ			

8号館

	教室名	座席数	試験時座席数	設備等
1F	第5MM教室	40	——	マルチメディア装置

②東京西キャンパス

	教室名	座席数	試験時座席数	設備等
本館棟	201教室	135 (150)	90 (100)	視聴覚装置・移動机
	202教室	135 (150)	90 (100)	視聴覚装置・移動机
	203教室	135 (150)	90 (100)	視聴覚装置・移動机
	204教室	135 (150)	90 (100)	視聴覚装置・移動机
	301教室	90	60	視聴覚装置・移動机
	302教室	90	60	視聴覚装置・移動机
	303教室	150	100	視聴覚装置・移動机
	304教室	150	90	視聴覚装置
	305教室	150	90	視聴覚装置
	情報処理演習室	122	————	コンピュータ
	第1MM教室	60	————	マルチメディア装置
	第2MM教室	60	————	マルチメディア装置
	401教室	252	153	視聴覚装置
	402教室	252	153	視聴覚装置
	403教室	252	153	視聴覚装置
	404教室	254	148	視聴覚装置
405教室	224	140	視聴覚装置	
図書館	T31教室	50	50	視聴覚装置・移動机
	T32教室	50	50	視聴覚装置・移動机
	T33教室	50	50	視聴覚装置・移動机
	T34教室	50	50	視聴覚装置・移動机

(2) 教室変更

授業の行われる教室は、その開講学期中は変更しないのが一般的ですが、科目によってはビデオ、CD、DVD等の教育用機器使用などのために臨時に教室を変更する場合があります。また、受講者数に応じて、当初設定の教室を変更することもあります。教室変更を行う場合は事前にモニター掲示板、学科掲示板等でお知らせします。

(3) 教室使用上の注意

- ・本学の建物内では全面禁煙になっています。
- ・ゴミは机の中や床に捨てないで、必ず教室や廊下に備付けの屑入れに入れてください。
- ・教室だけでなく実験室には薬品・装置・機器類が置かれており、慎重な取扱いが求められます。担当教員の指導に忠実に従い、事故・災害等を発生させないよう注意を怠らないことが肝要です。

7 教務課掲示板

教務課から学生諸君への連絡事項を含め大学からの連絡は、掲示板で行われます。掲示物の内容は、休講情報、試験日程、学生呼び出し、教員からの連絡事項等、諸君にとって重要な事項ですので、登校時や休憩時間、下校時等に必ず見るよう習慣づけてください。

大学では、この掲示をもって諸君への連絡事項の通知が行われたものとみなしますので、掲示の見落としなどによる不利益はすべて諸君自身の自己責任となります。

なお、補助的手段として、パソコン・携帯電話等で確認できるものもあります。

パソコン用（教育支援システム CampusSquare）URL

<https://cams-web.ntu.ac.jp/campusweb>

Ⅲ 試 験

試験には、各学期末に学修到達度をはかるために、期間を定めて行う定期試験と、この期間とは関係なく担当教員の指示した日時に実施される臨時試験とがあります。以下に各試験の概要を説明します。

1 試験の種類

(1) 定期試験

通常、7月末から8月に行う前期定期試験と1月末から2月に行う後期定期試験とがあります。それぞれ1週間、試験時間割によって行います。試験科目及び試験時間割は、試験開始の2週間前に発表します。なお、受験できる科目は、学期始めに履修申告をした科目に限られ、履修申告をしていない科目は受験できません。

試験時間割

時 限	試 験 時 間	
	東京西キャンパス	千住キャンパス
I時限	9：40～10：40	9：00～10：00
II時限	11：00～12：00	10：20～11：20
III時限	12：20～13：20	11：40～12：40
IV時限	13：40～14：40	13：00～14：00
V時限	15：00～16：00	14：20～15：20
VI時限	16：20～17：20	15：40～16：40
VII時限		17：00～18：00

(2) 追試験

やむを得ない事由により定期試験を欠席した場合は、定期試験期間終了後3日以内に、試験欠席届（用紙は教務課で配付）に欠席証明書類（診断書等）を添えて教務課に願い出てください。その場合には、日を改めて追試験を行います。

やむを得ない事由とは

次の5つの場合のみ、証明書類を添付して試験欠席届を出すことができます。

- ・本人の病気のため受験が全く不可能な場合。（試験欠席日の医師の診断書）
- ・3親等以内の親族の危篤・死亡の場合。（試験欠席日を証明できる書類）
- ・交通機関の停止・遅延により登校が不可能または20分以上遅刻した場合。
（利用駅で当日発行された遅延証明書）
- ・就職試験等のため定期試験が受けられなかった場合。（当日の面接試験・筆記試験を対象とし、企業ガイダンス、会社説明会等は認めない。試験欠席日を証明する書類）

- ・その他本人の責任でない真にやむを得ない事由がある場合。(理由書)
(自家用車での交通渋滞や寝坊などはやむを得ない事由とは認められません。)

(3) 再試験

医療科学部では、専門基礎科目及び専門科目の必修科目の内、不合格となった科目について当該科目担当教員が再試験を行うことがあります。

なお、実施科目・日程・対象者・再試験代の入金方法については掲示等で周知します。

(4) 臨時試験

各科目の担当教員によっては、定期試験以外に授業中または特別の時間を設けて試験を行うことがあります。これを臨時試験といいます。この場合はその試験日時を掲示しない場合もありますので、常時授業に出席していないと分かりません。学生諸君は常時授業に出席しているという前提のもとに行われるものですから、欠席していて知らなかったといっても、言い訳にはなりませんのでよく注意してください。

(5) 試験をしない科目

実験、実習等の科目は、定期試験を行うことなく、平常の出席、レポート等によって成績が評価されます。また、科目によっては、試験のかわりに、宿題としてのレポートを提出させて、その内容について評価し、これでその科目の単位を付与することもあります。平素から授業に出席することが重要です。

2 受験上の注意

(1) 受験制限

学生納付金の未納者、履修申告をしていない科目を受験しようとする者及び特別の理由なしにその科目の総授業時間数の3分の2に達しない者は、受験できません。十分注意してください。

(2) 試験の規律

試験を受ける際は、科目担当教員または試験監督の指示に従ってください。また、カンニングなどの不正行為は、学則に基づいて処罰されます。

※試験の際の注意事項

1. 受験者は、指定された席で受験し、必ず学生証を試験中机の右上に提示しておくこと。万一、学生証を忘れてきた場合には、証明書発行機で仮学生証の発行してください。(仮学生証代 100 円)
2. 試験開始後の退室と 20 分経過後の入室は禁じます。
3. 担当教員の指示があった場合を除いて、筆記具以外は机の上に置かないこと。
なお、試験を受ける際は、タブレット、スマートフォン、携帯電話等の使用を禁止します。
また、これらを時計として使用することも一切認めません。
4. 不正行為を行ったり、行くとみなされたときは、学則に基づいて処罰します。
5. その他の注意事項は定期試験時間割の発表時に掲示します。科目によっては担当教員が特別の掲示をすることもありますので、これに従ってください。

※試験における不正行為とは

1. 当該試験場より答案用紙を持ち出し、それを利用して解答すること。
2. 代人として受験することまたは代人に受験させること。
3. カンニングペーパー及びそれに準じるもの（文献・コピー・メモ類）を使用すること。
4. カンニングペーパー及びそれに準じるもの（文献・コピー・メモ類）を回し見ること。
5. 所持品、身体、机、壁紙に解答をあらかじめ書き込むこと。
6. 答案を写させることまたは写しとること。
7. 他人の解答を盗み見ること。
8. 声、動作等で解答を伝達することまたは伝達を受けること。
9. 監督者の指示や注意に従わないこと。
10. その他上記の各号に類すると認められる行為。

IV 成績評価

1 成績の評語と成績評価基準

(1) 成績の評語

成績は、通常の科目にあつては「秀」「優」「良」「可」「不可」、卒業研究、フレッシュセミナー、基礎ゼミ及び一部の実習の成績は「合格」「不合格」で表され、「秀」「優」「良」「可」と「合格」の場合は単位が付与されます。

(2) 成績評価基準

成績評価は以下の基準により行われます。

評価の名称	評価の基準点
秀	100～90
優	89～80
良	79～70
可	69～60
不可	59以下
合	合格
否	不合格

(3) 単位を取得した科目と不合格となった科目

単位を取得した授業科目とその成績は、成績原簿に登録されます。一度取得した科目の取消しは、認められません。

また、不可もしくは否（不合格）となった科目については、それが必修科目の場合は翌年度以降に再履修の申告をして、修得しなければなりません。

2 成績通知

(1) 学業成績通知

試験終了後、各科目の成績を個人別に記入した学業成績通知書を、次の学期が始まるまでに保証人の方々へ学生各自の成績の現状を把握し、指導いただくことを目的に4年前期までの年2回送付します。学生各自の成績はWebでも確認できます。Webでの成績開示日は掲示にてお知らせします。

(2) 学業成績通知書と履修登録の関係

学業成績通知書は、科目履修状況及びそれまでの修得単位を把握する資料として大切

に保存してください。とくに、学年別最低必要単位・修得単位数は常にチェックし、計画的な履修ができていないか否かを確認するとともに、翌学期の履修計画を立てる参考としてください。

(3) 成績証明書

就職・大学院受験・資格取得等の場合で「成績証明書」の交付を必要とする場合は、教務課にある証明書発行機に所定の料金を投入し、発行してください。

なお、「成績証明書」には単位の付与された科目のみが記載されます。

3 GPA制度

(1) 制度の概要

GPA (Grade Point Average) 制度とは、ヨーロッパやアメリカの大学で活用されている一般的な成績評価方法で、学生個人の履修科目の成績評価をグレード・ポイント（以下「GP」という。）に置き換えた平均を数値により表すもので、成績を客観的、総合的に評価するための指標です。

(2) GPについて

成績の評価に対する評語、点数及びGPは次のとおりです。

評 語	点 数	G P
秀	90点以上	4
優	80点以上90点未満	3
良	70点以上80点未満	2
可	60点以上70点未満	1
不可	60点未満	0

(3) GPA制度導入の目的

学生が自らの学業成績の状況を科目の評価や単位数だけではなく、GPAを併用することによってより客観的に判断することができます。また、学期・年度ごとのGPAを比較することによって成績がどのように推移しているのか明確になります。この指標によって学生自身の履修計画の作成等に活用できます。また、教員は学生の履修指導や学習支援等に使用します。

(4) 対象の学生

対象は、本学の学部又は研究科に在学する全ての学生です。

(5) GPAの対象となる科目

卒業要件に関わる授業科目で、以下に該当する科目を除きます。

- ① 認定科目（他の大学等において取得した単位を、点数や段階評価をせず、単位を取得したものとして認定した科目。）
- ② 点数や段階評語による評価がなされていない授業科目（例えば、卒業研究、基礎ゼミ等。）

(6) GPAの区分

当該学期におけるGPA（以下「学期GPA」という。）、当該年度におけるGPA（以下「年度GPA」という。）並びに全在学期間におけるGPA（以下「通算GPA」）があります。

(7) GPAの算出

各GPAの算出は次のとおりです（小数点第3位以下を切り捨てます。）。

学期GPA = (当該学期の履修登録GPA科目のGP × 当該科目の単位数) の
総和 / 当該学期の履修登録GPA科目の総単位数

年度GPA = (当該年度の履修登録GPA科目のGP × 当該科目の単位数) の
総和 / 当該年度の履修登録GPA科目の総単位数

通算GPA = (在学全期間の履修登録GPA科目のGP × 当該科目の単位数) の
総和 / 在学全期間の履修登録GPA科目の総単位数

(8) 再履修で合格となった場合の取扱い

不可となった対象科目を再度履修し、合格となった場合にはGPA算出に算入し、不可とされた成績を通算GPAから除外し修正します（学期GPA、年度GPAは修正しない。）。

(9) 履修を放棄した科目の取扱い

授業を欠席し続けたり、試験を受けない授業科目については、GPAの算出において分子のGPは0となり、分母の単位数には含まれて算出されますので大変不利となります。履修登録に際しては、積極的に取り組めるかどうかについてよく検討することが必要です。

(10) 学業成績証明書等への記載

- ・成績通知書には学期GPA、年度GPA及び通算GPAを記載します。
- ・学業成績証明書には記載しません。ただし、留学等で必要な場合には本人からの要望に応じて個別に対応します。

(11) GPA向上のための取り組み

GPAの算出方法から理解できるように、GPAを向上させるためには分子である科目の取得ポイントをより高くし（各科目を良い成績で取得する）、分母であるGPA科目の総単位数を適正にすること（計画的な学修計画をたてる）が必要です。

つまり、GPAを向上させるには、より計画的な学修計画をたてて、「履修する科目を厳選し、履修した科目については積極的に取り組む」ことが必要となります。

(12) 履修登録時の注意すべきこと

学期の初めに履修登録を行う際には、シラバスなどを参照し、自分の学修計画にとって真に必要な科目であり、積極的に取り組むことができるか検討して履修登録する必要があります。

しかし、履修登録後、授業を受けたが、考えていた内容と異なっていたり、何らかの事情によって授業に出席することが困難になった等の場合には、学期の初めに履修登録変更期間が設けられていますので履修登録の変更を行ってください。

4 成業の見込みのない学生の取扱い

学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者で、次の各条件のすべてに該当する者については、大学は退学を勧告する場合があります。

- ①各学期における修得単位数が、学科で定めている学期ごとの最低修得単位数の6割に達しない者。
- ②3学期連続（ただし、休学がある場合はその期間は除かれる）で上記①の状態の者。
- ③大学に登校しない等あきらかに勉学意欲が欠如していると認められる者。

V コース制

アニマルサイエンス学科

東京西キャンパスのアニマルサイエンス学科は、入学後コースに分かれます。
以下にコース名、コース内容について説明します。

1 コース名

アニマルサイエンスコース
野生動物コース
アニマルセラピーコース

2 コース内容

(1) アニマルサイエンスコース

このコースでは、イヌやネコなどのコンパニオンアニマル、動物園、動物観等について学びます。具体的には、動物の行動や心理、ドッグトレーニングの基礎、動物園や牧場での動物飼育の役割、飼育動物達の暮らしを良くする環境エンリッチメント、人々が動物に対して持つ様々な考えや価値観等を学びます。

(2) 野生動物コース

このコースでは、主にフィールドワークにより、クジラからサル、鳥類、爬虫類・両棲類にわたる、さまざまな野生動物の生態・行動を研究し、生物多様性保護、環境教育、エコツーリズム、ビオトープ等を通して野生動物と人とのよりよい関係を考えるコースです。

(3) アニマルセラピーコース

このコースは、「人と動物の共生」をめざし、人間と動物の関係を心理学・行動科学・社会学などの面から多角的に人間側から学び、動物が医療・福祉・教育の場面でどのように活躍できるか、そして活躍できる動物をどのように育成していけばよいかを学びます。

VI 卒業研究

1 卒業研究

(1) 卒業研究とは

諸君が本学で3年間学修し、多くの共通・専門科目を履修したうえで、4年次になると卒業研究に着手することになります。卒業研究は指導教員のもとで、1年間研究、調査等を行い、卒業研究報告書を作成し審査を受けるもので、4年次はほとんどの時間をこの卒業研究に費やすこととなります。卒業研究は生命環境学部では必修8単位、東京理学療法学科は2単位となり、これに不合格のときには卒業できません。

なお、特別な場合、学科によっては半年間で行う課題研究（4単位）があります。ただし、これは学生自身が自由に選択はできませんので、学科の指導に従ってください。

また、医療科学部理学療法学科・作業療法学科では単位数が2単位、医療科学部柔道整復学科・東京柔道整復学科・医療福祉学科では単位数が4単位、教育人間科学部こども学科・幼児保育学科・学校教育学科では単位数が8単位で選択科目です。

(2) 卒業研究指導教員の決定方法

卒業研究の指導教員については、あらかじめ、それぞれの学科毎にテーマとその指導教員氏名を提示して希望を聴取し、調整のうえ決定します。なお、卒業研究については、その時期になりますと学科が詳細なガイダンスを行いますので、それに従ってください。

(3) 卒業研究着手条件

生命環境学部では卒業研究に着手するためには、3年次修了時に、92単位以上を修得していなければなりません。

VII 在学期間

卒業に必要な最短在学期間及び最長在学期間については、次のとおり定められています。

区 分	期 間	備 考
最短在学期間	4 年	休学期間は含まれない
最長在学期間	8 年	休学期間は含まれない

Ⅷ 3年次修了学生の大学院への進学（特別進学）

生命環境学部では、学部3年次修了学生が大学院修士課程に進学することができます。その出願・進学資格条件については、下記のとおりです。

1 出願資格

次の各条件のすべてを充たしており、学科長が学業成績及び人物について特に優秀として推薦した者であること。

- ① 3年次後期までの修得科目が卒業研究着手条件を充たす見込みがあること。
- ② 原則として、3年次前期までの修得単位のうち評価「秀」「優」の単位数が70%以上であること。
- ③ 学科内での3年次前期までの成績が上位10位以内であること。

2 進学資格

試験に合格した者であっても、3年次後期までの修得科目が卒業研究着手条件を充たさなかった者は進学できない。

3 留意事項

本出願資格により、本研究科修士課程に入学した者の学部学生としての学籍上の身分は退学となり、各種国家試験等の受験資格で、大学の学部卒業が要件になっているものについては受験資格がないこととなるので、出願に当たっては十分留意してください。

なお、大学を卒業することなく大学院修士課程に入学した者には、大学評価・学位授与機構の行う修得単位（大学3年次まで及び大学院修士課程で修得した単位を含む）の審査及び同機構が実施する試験に合格した場合に、同機構から学士の学位が授与される途が開かれています。

Ⅸ 転学部・転学科

異なる学部間を含み転学科を志願する者に対しては、選考の上許可することがあります。希望する学生は、助言教員に相談の上、後期試験終了日までに転学科願を教務課に提出してください。

選考を行う場合には、面接を行います。また、小論文等を課す場合もあります。

なお、それぞれの学科で開講している授業科目、必修・選択の指定、卒業研究着手の条件、卒業に必要な条件等が多岐にわたるため、受入年次は、受入学科の卒業要件により決定され

ます。

同一学科内の転コースに関してもこれに準じます。

転学部・転学科・転コースをした者の在学期間は、入学してから通算して最長8年とする。

X 資格等について

1 教職課程

(1) 教職課程の趣旨と履修上の心得

教職課程は、教育職員免許法、同施行規則並びに本学学則又は大学院学則の定めるところによる所定の基礎資格及び必要な単位を修得するために設置されています。

将来、教員になろうとする学生は、この課程を履修して都道府県教育委員会が交付する免許状を取得しなければなりません。

教職は青少年の人的成長に貢献するというやりがいのある重要な職業であり、多くの有能な青年たちがこの道を志すよう期待します。

教職を志す学生は、この趣旨を十分理解し、履修するにあたっては将来についての十分な心構えを持ち真摯に勉学に励んでください。

教職課程の履修については、卒業に要する単位の他に教職に関する専門科目の単位や教科に関する専門科目の所定の単位等を修得が必要です。小学校及び中学校教諭の免許状取得には「介護等体験」が義務付けられています。したがって、入学時より計画的に履修することが必要になります。

教職課程の履修に際しては、ガイダンス出席及び重要な種々の手続きを必要とするので、教職課程の掲示には特に注意し、見落とさないようにしてください。

なお、ガイダンスの欠席者、種々の手続きをしていない学生、書類に不備がある場合、提出期限を守らない学生については教職課程の履修が出来なくなる場合がありますので、十分注意してください。

(2) 教育職員免許状の種類並びに履修科目

大学院の教職課程

履修しなければならない授業科目及び単位数は研究科履修規則〔別記〕で示すとおりです。

- ① 理工学研究科 バイオサイエンス専攻 : 中学校教諭専修免許状(理科)
高等学校教諭専修免許状(理科)
- ② 理工学研究科 環境マテリアル専攻 : 中学校教諭専修免許状(理科)
高等学校教諭専修免許状(理科)
- ③ 理工学研究科 アニマルサイエンス専攻 : 中学校教諭専修免許状(理科)

高等学校教諭専修免許状（理科）

学部の教職課程

履修しなければならない授業科目及び単位数は履修規則[別記1]で示すとおりです。

- ① 生命環境学部：中学校教諭一種免許状(理科)
高等学校教諭一種免許状(理科)
- ② 教育人間科学部 こども学科：幼稚園教諭一種免許状
小学校教諭一種免許状
- ③ 教育人間科学部 幼児保育学科：幼稚園教諭一種免許状
- ④ 教育人間科学部 学校教育学科小学校コース：小学校教諭一種免許状
- ⑤ 教育人間科学部 学校教育学科中高理科コース：中学校教諭一種免許状(理科)
高等学校教諭一種免許状(理科)
- ⑥ 教育人間科学部 学校教育学科中高保健体育コース
：中学校教諭一種免許状(保健体育)
高等学校教諭一種免許状(保健体育)
- ⑦ 教育人間科学部 学校教育学科国際英語コース：中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）

(3) 大学院（理工学研究科）及び生命環境学部 履修申請及び教職課程履修費

毎年、年度初めに教職課程の新規履修者ガイダンスを行うので教育職員免許状を取得しようとする学生は、掲示に注意し必ず出席してください。

教育実習関係の費用及び、教育職員免許状申請手数料等の教職課程履修費が必要ですので、以下の金額を用意し、所定の期日までに教務課にて履修申請をしてください。

免許状の種類他	教職課程履修費
中学校教諭専修免許状（理科）	10,000円
高等学校教諭専修免許状（理科）	10,000円
中学校教諭一種免許状（理科）	50,000円
高等学校教諭一種免許状（理科）	50,000円

(4) 教育職員免許状申請手続

本学では教育職員免許状取得希望者のために、東京西キャンパスに在学する者は山梨県教育委員会へ、千住キャンパスに在学する者は東京都教育委員会へ免許状授与の一括

申請を行います。

一括申請を希望する学生は、4年次の後期に手続きを行わなければなりません。手続きを完了し、必要な単位をすべて修得した場合、免許状は卒業式当日に会場で交付されます。

(5) 教職センター

教職センターは、教員になろうとする学生のために、センター所属の教員や講師が相談・支援等を行い、各種教員免許状取得から教員採用に至るまでを総合的にサポートするセンターです。

千住キャンパスは7号館3階、東京西キャンパスは大学院棟3階に開設しています。教員になろうとする学生は、1年次から進んで足を運ぶように心がけてください。

2 学芸員課程

(1) 学芸員とは

博物館法では、「博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管〈育成を含む〉し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーションなどに資するために必要な事業を行うもの」と定義されています。したがって、この博物館には、一般に博物館と呼ばれている施設だけでなく、美術館、動物園、植物園などが含まれます。

この博物館には、専門的職員として学芸員を置くことが義務付けられています。学芸員の仕事については、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどるとされています。

学芸員となる資格については、学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したものが取得できることとなっています。学芸員の養成課程のない大学では、資格を得るために国家試験を受けなければなりません。本学の生命環境学部では、平成14年4月から学芸員養成課程が設置されているので、所定の単位の修得により学芸員の資格が取得できます。

(2) 学芸員の資格並びに履修科目

学芸員の資格取得のための所定の単位については、従来は8科目12単位でしたが、平成24年度からその専門性を高めるために9科目19単位を取得しなければならないこととなりました。

本学では、この所定の単位をすべて修得した者に対して、卒業の際に学芸員となる資格を証する「博物館学芸員資格取得証明書」を授与しています。

本学において履修しなければならない授業科目及び単位数は帝京科学大学履修規則〔別記2〕で示すとおりです。

(3) 履修登録及び学芸員課程履修費

学芸員の資格取得を希望する学生は、1年次の所定の期日までに必ず履修登録をする必要があります。この際、学芸員課程履修費(実習費を含む。)として50,000円を納付する必要があります。

なお、納付された履修費は、いかなる理由があっても返還しないこととしています。

(4) 博物館実習

博物館実習の科目は、博物館実習(学内)2単位と原則として10日間の博物館実習(館園)1単位に分けられています。

博物館実習(学内)2単位については、原則として東京西キャンパスで実施することとしています。したがって、千住キャンパスに通学している学生も、東京西キャンパスにおいて夏期休業中等に開講される博物館実習(学内)2単位を履修することとなります。

博物館実習(館園)1単位は、次の要件を満たしている学生に限り、原則として3年次から履修できます。

② 実習先の博物館等を自分で見つけることが可能な学生であること。

② 博物館実習(館園)1単位を除く他のすべての科目18単位を修得(修得見込みの者を含む。)していること。

3 食品衛生管理者、食品衛生監視員

生命科学科(生命・健康コース：令和2年度入学者：定員50名)

生命科学科(生命コース：令和2年度入学者：定員30名)

(1) 食品衛生管理者、食品衛生監視員とは

食品衛生管理者とは、食品衛生法により規定された業種におくことが義務づけられており、食品や添加物の製造、加工する者を監督する業務を行う者であり、従事には厚生労働省認定の国家資格が必要です。食品衛生監視員とは、厚生労働省検疫所で輸入食品監視、検査、検疫衛生の業務を行う国家公務員です。生命科学科生命・健康コース及び生命コースは、厚生労働大臣により食品衛生管理者、食品衛生監視員の養成施設に登録されていますので、別表に定める科目を修得して卒業し実務についた場合、食品衛生管理者に任用される資格を取得できます。また、食品衛生監視員採用試験の受験資格を得ることができます。

なお、編入生・転入生に関しては、食品衛生管理者、食品衛生監視員の養成施設に登録された学校以外で取得した単位は、別表に定める科目と同一名称のものであっても認められませんので、本課程で修得する必要があります。

(2) 食品衛生管理者、食品衛生監視員課程と履修科目

生命科学科の生命・健康コース及び生命コースの入学者のうち、希望学生から選定します。

食品衛生管理者の任用資格、食品衛生監視員採用試験の受験資格を取得するには、別表のA群からD群の中からそれぞれの必修科目を含めて **41 単位以上**を修得し、かつE群の必修科目を含めて総単位数が **49 単位以上**を修得することが必要です。

履修しなければならない授業科目及び単位数は履修規則〔別記3〕で示すとおりです。

(3) 履修登録及び食品衛生管理者、食品衛生監視員課程履修費

食品衛生管理者、食品衛生監視員課程の履修を希望する学生で、許可された者は本課程の履修の登録をしなければなりません。登録時期については学科の指示に従ってください。また、登録の際には履修費として10,000円が必要です。

4 保育士

教育人間科学部では、児童福祉法第18条の6第1号に規定する「指定保育士養成施設」に指定されており、所定の単位を修得し卒業すれば保育士の資格を取得することができます。履修しなければならない授業科目及び単位数は履修規則〔別記4〕で示すとおりです。

5 臨床工学技士

(1) 臨床工学技士とは

臨床工学技士は、1987年に制定された「生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うこと」を業とする国家資格です。仕事の内容は、血液浄化業務・人工心肺業務・手術室業務・集中治療室業務などに分けられ、扱う機器は血液浄化装置・人工心肺装置・手術室の麻酔器とモニター機器・人工呼吸器などであり、臨床工学技士の資格はこれらの機器を扱う仕事に従事するときに必要となります。また、臨床工学技士の資格を有していると病院だけでなく、これらの医療機器を製造している会社でも働くことができます。

(2) 履修方法

生命環境学部生命科学科では、1年次～3年次の3年間は本学の生命環境学部生命科学科臨床工学コースで学び、4年次になると帝京短期大学専攻科（以下提携校と呼びます。）の臨床工学専攻に進学し1年間学びます。提携校臨床工学専攻で所定の単位を修得すると臨床工学技士国家試験の受験資格が得られます。また、提携校での1年間の学修成果（臨床実習及びその他の専門科目4単位以上）は本学の卒業研究の単位として認定されます。こうして合計4年間の学修によって臨床工学技士国家試験の受験資格とともに、大学の卒業資格（学士）も得られます。

本学から提携校の臨床工学専攻に進学するためには、3年次終了までに以下の条件を満たすことが必要です。

①共通科目については以下の条件を含め 30 単位以上修得していること

- ・教養科目については、人文系から 2 科目 4 単位以上、社会系から 2 科目 4 単位以上、自然系は数学、物理学、化学及び生物学の中から 2 科目 4 単位以上修得していること
- ・コミュニケーション科目については、情報系必修 2 単位及び言語系英語科目 4 単位を含めて 6 単位以上修得していること
- ・保健体育科目については、1 単位以上修得していること
- ・セミナー・実験については、必修 4 単位（基礎科学実験（物理学）及び基礎科学実験（化学）、基礎ゼミ）を修得していること

②専門科目については以下の条件を含め 66 単位以上修得していること

- ・a 群から公衆衛生学を含めて 8 単位以上修得していること
- ・b 群から医学概論を含めて 6 単位以上修得していること
- ・c 群からエレクトロニクスの基礎Ⅰ、エレクトロニクスの基礎Ⅱ、エレクトロニクスの基礎演習Ⅰ、エレクトロニクスの基礎演習Ⅱ、医療統計、アナログ回路、デジタル回路、臨床工学実験Ⅰ及び臨床工学実験Ⅱを含めて 20 単位以上修得していること
- ・d 群から情報処理工学基礎及び論理回路基礎論を含めて 8 単位以上修得していること
- ・e 群から医用工学概論、生体計測工学及び生体計測工学実習を含めて 9 単位以上修得していること
- ・臨床工学セミナーⅠ及び臨床工学セミナーⅡを修得していること

③ 共通科目、専門科目合わせて 114 単位以上を修得していること

臨床工学技士になるために学ぶ教育内容と本学での開講科目

教育内容（群）		本学開講科目	進学条件
専門基礎分野	人体の構造及び機能（a群）	ヒトの解剖生理、解剖学、 <u>公衆衛生学</u> 、基礎解剖生理学、人体の構造と機能、生物化学Ⅰ、生物化学Ⅱ、病原ウイルス学	8単位以上
	臨床工学に必要な医学的基礎（b群）	<u>医学概論</u> 、 <u>看護学概論Ⅰ</u> 、 <u>看護学概論Ⅱ</u> 、 <u>臨床薬理学</u> 、 <u>病理学</u> 、 <u>臨床医学</u> 、 <u>血液循環器系の基礎と疾患</u> 、 <u>化学療法論</u>	6単位以上
	臨床工学に必要な理工学的基礎（c群）	<u>エレクトロニクスの基礎Ⅰ</u> 、 <u>エレクトロニクスの基礎Ⅱ</u> 、 <u>エレクトロニクスの基礎演習Ⅰ</u> 、 <u>エレクトロニクスの基礎演習Ⅱ</u> 、 <u>医療統計</u> 、 <u>信号処理の基礎</u> 、 <u>アナログ回路</u> 、 <u>デジタル回路</u> 、 <u>基礎物理化学</u> 、 <u>電磁気学</u> 、 <u>計測工学</u> 、 <u>医用機械工学</u> 、 <u>臨床工学実験Ⅰ</u> 、 <u>臨床工学実験Ⅱ</u>	20単位以上
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎（d群）	<u>情報処理工学基礎</u> 、 <u>論理回路基礎論</u> 、 <u>ハードウェア概論</u> 、 <u>システム工学</u> 、 <u>インターネットとセキュリティ</u> 、 <u>医療情報処理</u>	8単位以上
専門分野	医用生体工学（e群）	<u>医用工学概論</u> 、 <u>医用工学演習</u> 、 <u>計測工学</u> 、 <u>生物分析基礎</u> 、 <u>生体材料</u> 、 <u>生命化学</u> 、 <u>生体計測工学</u> 、 <u>血液浄化療法概論</u> 、 <u>生体計測工学実習</u> 、 <u>呼吸療法概論</u>	9単位以上
	医用機器学	提携校の臨床工学専攻で学びます	/
	医用治療機器学		
	生体機能代行技術学		
	医用安全管理学		
	臨床医学総論		
	関係法規		
臨床実習			

※ 下線が引いてある科目は本学科（臨床工学コース）の必修科目

6 アスレティックトレーナー課程

(1) アスレティックトレーナーとは

日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー（以下、公認ATという。）は、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者の一つ（メディカル・コンディショニング資格）であり、唯一のトレーナー資格として公認されたものです。

本学は、日本スポーツ協会の承認校として平成23年4月から、医療科学部東京柔道整復学科及び令和元年4月から医療科学部柔道整復学科と東京理学療法学科にアスレティックトレーナー課程（以下、AT課程という。）を開設しました。

AT課程の目的は、機能解剖や運動学に関する専門的な知識を有し、スポーツ活動現場において、競技者の障害予防、救急処置、コンディショニングにあたりとともに、スポーツ障害を受けた競技者の競技復帰までのリハビリテーションができる技能を持つ指導者を養成することです。

公認ATの役割は、スポーツドクター及びコーチと緊密な協力のもとに、競技者の健

健康管理、障害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等を統合的な視点を持ってサポートすることにあります。

詳しくは、AT課程専門科目「アスレティックトレーナーの役割」の授業で説明します。

(2) 公認ATの資格取得及び履修科目

帝京科学大学履修規則の〔別記5〕で示す授業科目を履修し、必要な単位数を取得すれば、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー専門科目講習・試験免除適応コース検定試験の受験資格を得ることができます。

日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー専門科目講習・試験免除適応コース検定試験（理論試験、実技試験）に合格し、日本スポーツ協会に登録手続をすることにより、「公認AT」として認定されます。

(3) 履修登録及びAT課程履修費

AT課程の履修を希望する東京柔道整復学科、柔道整復学科及び東京理学療法学科の1年次生は、AT課程ガイダンスに必ず出席してください。このガイダンスに出席しない者は、履修登録を受け付けません。

AT課程履修費として40,000円が必要となります。

また、別途、現場実習費を徴収する場合があります。徴収したAT課程履修費、現場実習費は、いかなる理由があっても返還しません。

(4) AT課程の現場実習

現場実習は、「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者養成講習会講習・試験免除適応コースアスレティックトレーナーコース現場実習計画書」に基づき実施されます。

現場実習についての説明は、AT課程ガイダンスで行います。

7 トレーニング指導者課程

(1) トレーニング指導者（以下、ATIという。）とは

特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会（以下、JATIという。）が認定する資格の一つで、トレーニング指導の対象や目的に応じて、科学的根拠に基づく適切な運動プログラムを作成・指導するために必要な知識を習得したと認められた者に授与されます。スポーツ選手や一般人を対象としたトレーニング指導の専門家として活動するための基礎資格として位置づけられています。

本学は、JATIの養成校として平成24年4月から、医療科学部東京柔道整復学科及び平成26年4月から医療科学部柔道整復学科にトレーニング指導者課程を開設し

ました。

A T I 資格取得者は、競技スポーツ分野（プロや社会人チームのトレーニングコーチ、高校や大学の運動部のトレーニング指導者、アスリートを対象としたトレーニングの個人指導を行うパーソナルトレーナーなど）や健康増進分野（民間及び公共運動施設（フィットネスクラブや市町村体育館など）の運動指導者や一般人を対象としたパーソナルトレーナーなど）などで活躍しています。

（２）A T I の資格取得及び履修科目

帝京科学大学履修規則の〔別記 6〕で示す授業科目を履修し、必要な単位数を取得すれば、A T I 認定試験の受験資格を得ることができます。

A T I 認定試験に合格し、J A T I の会員登録手続きをすることにより、A T I として認定されます。

（３）履修登録及びトレーニング指導者課程履修費

トレーニング指導者課程の履修を希望する東京柔道整復学科及び柔道整復学科 1 年次生は、トレーニング指導者課程ガイダンスに必ず出席すること。このガイダンスに出席しない者は、履修登録を受け付けない。

トレーニング指導者課程履修費として 20,000 円が必要となります。

徴収したトレーニング指導者課程履修費は、いかなる理由があっても返還しません。

8 自然再生士補

平成 24 年 4 月から、生命環境学部自然環境学科は、財団法人日本緑化センター（以下、「緑化センター」という。）の「自然再生士補」資格養成の認定校となりました。所定の単位を修得し登録申請することで「自然再生士補」の資格を取得でき、さらに、自然再生士の受験資格に必要な実務経験を 1 年（本来は 3 年）に短縮することができるようになります。「自然再生士補」とは自然再生士を補佐することができる資格のことです。

自然再生とは、自然環境が損なわれた地域において、損なわれた自然環境を取り戻す行為を言い、自然再生士とは、そのような自然再生に係る事業全体を把握し、構想、計画、設計、施工、管理という事業の各段階で行われる業務や活動全体を総括する人に必要とされる資格です。自然再生士の資格は平成 22 年度に始まった新しい資格です。

（１）自然再生士補とは

「自然再生士補」は、自然再生士が実行する自然再生業務や活動を補佐する能力を有する者の資格です。

（２）自然再生士補資格取得のための単位修得方法

生命環境学部自然環境学科の入学者のうち、下表の実験実習（演習）分野①から⑥より3科目6単位以上及び講義分野①から⑩より2科目4単位以上、合計5科目10単位以上を修得すること。あるいは、実験・実習・講義分野に関係なく合計6科目12単位以上を修得すること。

（3）自然再生士補資格取得の申請登録手続き

「自然再生士補」の資格を取得しようとする者は、上記（2）の「自然再生士補」資格取得のための所定の単位を修得し、緑化センターに申請登録すること。「自然再生士補」として登録認定後、1年以上の実務経験をもって、自然再生士資格試験の受験資格が得られるようになります。

実験・実習（演習）分野		講義分野	
指定分野	学科対応科目	指定分野	学科対応科目
①自然環境調査と分析、評価に係る実習・演習	<ul style="list-style-type: none"> 環境生物学実験 環境化学実験 	①自然再生・自然環境概論	<ul style="list-style-type: none"> 環境科学概論 基礎環境生態学 大気環境の科学 保全遺伝学 環境適応進化学
②動・植物同定調査に係る実習・演習（森林動物学実習・森林昆虫学実習を含む）		②自然再生・自然環境保全に係る計画（設計）学	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全と再生
③地域環境資源調査に係る実習・演習	<ul style="list-style-type: none"> 環境科学野外実習 	③自然再生・自然環境保全に係る施工計画・施工学	
④自然環境保全活動に係る実習・演習	<ul style="list-style-type: none"> 環境特別実習Ⅱ 	④自然再生・自然環境保全に係る維持管理計画・管理学	<ul style="list-style-type: none"> 環境破壊と野生生物 環境と生物多様性 人間活動と自然
⑤態学実習・演習	<ul style="list-style-type: none"> 環境生物学野外実習 環境特別実習Ⅰ 	⑤植物（草本類、木本類、水生植物等）分類・生態・生理学	<ul style="list-style-type: none"> 基礎植物学 植物自然史 菌類自然史 森林生態学 植物生理学
⑥プレゼンテーション・コーディネート能力養成に係る実習		⑥動物（哺乳類、は虫類、両生類、昆虫、鳥類、魚類等）分類・生態・生理学	<ul style="list-style-type: none"> 基礎動物学 昆虫学 保全鳥類学
		⑦環境リスクマネジメント学	<ul style="list-style-type: none"> 生物環境科学
		⑧環境経済学	<ul style="list-style-type: none"> 環境経済学
		⑨環境社会学	<ul style="list-style-type: none"> 水環境の科学
		⑩地域環境学・地域共生論	<ul style="list-style-type: none"> 水圏生態学

9 日本スポーツリハビリテーション学会認定トレーナー

(1) 日本トレーナーリハビリテーション学会認定トレーナー資格とは

日本スポーツリハビリテーション学会が公認する資格で、スポーツ傷害者及び運動器疾患を医学的な知識と技術によって支援する専門技術者です。スポーツ関連や福祉関連などの様々場面で活躍できる資格です。

具体的には、運動器疾患（スポーツ傷害）の発生あるいは疾患の再発予防を健康科学的な知識と技術によって支援する専門技術者を認定するための資格制度です。特に健康科学的側面から障害（傷害）予防、疾患の再発予防を目的とした適切なトレーニングやコンディショニングを指導できる技術者を養成かつ認定することを目的としています。

日本スポーツリハビリテーション学会認定トレーナーの称号は、本学会の受験資格を有し認定試験に合格した者に授与されます。

本学は、平成 27 年 4 月から医療科学部柔道整復学科、東京柔道整復学科が養成課程認定校として認定されました。

各学科には、養成課程主任教員を 1 名配置し、養成課程主任教員が教務上及び教学上の業務を統括します。

(2) 日本スポーツリハビリテーション学会認定トレーナー資格取得申込料

資格取得を希望する場合は、学科の指示するガイダンスに出席し、指示する期間に資格取得申込料 5,000 円の納入が必要になります。

徴収した日本スポーツリハビリテーション学会認定トレーナー資格取得申込料は、いかなる理由があっても返還しません。

(3) 履修方法

申込料を納入した資格取得希望者は、次に示す授業科目を履修のうえ、必要な単位数を修得し、認定試験に合格して、日本スポーツリハビリテーション学会へ登録手続きをすることにより「日本スポーツリハビリテーション学会認定トレーナー」として認定されます。

【医療科学部】 柔道整復学科

系 列	本学開講科目	単位数	備考
筋、関節、骨の解剖学に相当する科目	解剖学Ⅰ	2	必修
	解剖学Ⅱ	2	必修
運動学に相当する科目	運動学	2	必修
整形外科（スポーツ傷害を含む）に相当する科目	整形外科学基礎	1	必修 必修
運動器疾患（スポーツ傷害を含む）の測定と評価に相当する科目	整形外科学臨床	1	必修
運動器疾患（スポーツ傷害を含む）の治療に相当する科目	基礎整復技術実習Ⅰ	2	必修
運動器疾患（スポーツ傷害を含む）の運動療法、トレーニングに相当する科目	スポーツトレーナー入門	2	選択
運動器疾患（スポーツ傷害を含む）のその他の特殊療法に相当する科目	基礎整復技術実習Ⅱ	2	必修
	基礎柔道整復総論Ⅱ	2	必修
	基礎柔道整復総論Ⅳ	2	必修

【医療科学部】 東京柔道整復学科

系 列	本学開講科目	単位数	備考
筋、関節、骨の解剖学に相当する科目	解剖学Ⅰ	2	必修
	解剖学Ⅱ	2	必修
運動学に相当する科目	運動学と行動	2	必修
整形外科（スポーツ傷害を含む）に相当する科目	整形外科学Ⅰ	2	必修
運動器疾患（スポーツ傷害を含む）の測定と評価に相当する科目	基礎整復学Ⅰ	2	必修
運動器疾患（スポーツ傷害を含む）の治療に相当する科目	柔道整復学実習Ⅰ	2	必修
運動器疾患（スポーツ傷害を含む）の運動療法、トレーニングに相当する科目	地域保健スポーツ医療概論と演習	2	選択
運動器疾患（スポーツ傷害を含む）のその他の特殊療法に相当する科目	基礎整復学Ⅱ	2	必修
	基礎整復学Ⅲ	2	必修
	基礎整復学Ⅳ	2	必修
	基礎整復学Ⅴ	2	必修

(4) 日本スポーツリハビリテーション学会の認定試験、登録手続き及び費用

認定試験を受けようとする者は、認定試験、登録料を添えて学会から指示された手続きを行います。

1) 認定試験・登録料

- ① 認定試験・登録料 15,000円 /人

(認定試験合格者は、合格と同時に当該学会認定者名簿に登録されます。)

- ② 試験は養成課程主任教員の管理の下、実施されます。

2) 卒業後、認定を更新する場合

認定資格は2年間有効でそれ以降継続を希望する場合には更新手続きが必要です。

- ③認定更新料 5,000円

※更新時期まで(2年間)の間に、学会が主催する日本スポーツリハビリテーション学会認定トレーナー養成セミナーあるいは学術集会などに参加し、技術や知識の維持に努めていること(更新時期までに最低一度は何れかの集会に参加してください。)

3) 卒業後、更新手続きをしなかった場合

更新手続きをしなかった方が、数年後に再度認定を取得するには認定試験を再受験する必要があります。その場合、学会事務局へ連絡してください。

10 甲種危険物取扱者

[化学に関する授業科目を15単位以上修得していれば受験可能である。(在学中でも受験可能)]

消防法によれば、一定数量以上の危険物の製造所、貯蔵所または取扱所(例えば給油取扱所等)では、必ず危険物取扱者を置いて、その保安監督の下でなければ危険物を取扱うことができないことになっています。この危険物取扱者は危険物取扱の資格をもっている者の中から各事業所等がそれぞれの危険物保安監督者を選任することになります。なお、甲種危険物取扱者はすべての種類の危険物を取扱うことができます。

(1) 試験科目

科目Ⅰ 物理学及び化学

- (イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な物理学
- (ロ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な化学
- (ハ) 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論

科目Ⅱ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- (イ) すべての種類の危険物の性質に関する概論
- (ロ) 危険物の類ごとに共通する特性

- (ハ) 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法
- (ニ) 品名ごとの危険物の一般性質
- (ホ) 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

科目Ⅲ 危険物に関する法令

- (イ) 消防法
- (ロ) 危険物の規制に関する政令
- (ハ) 危険物の規制に関する規則
- (ニ) 建築基準法等他の法令のうちから直接危険物に関連する部分

(2) 試験時期

各都道府県によって試験時期が異なりますので、(3)に掲げる問い合わせ先に照会してください。

(3) 問い合わせ先

一般財団法人 消防試験研究センター各都道府県支部

<東京都の場合>

一般財団法人 消防試験研究センター・中央試験センター

(〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-13-20 電話 03-3460-7798)

1 1 保健師

(1) 保健師とは

保健師は、あらゆる年代の人々を対象に、健康づくりのサポートを行う地域に根ざした専門職です。国家資格である保健師資格は看護師資格の取得が必要となります。保健師資格取得者は、「第一種衛生管理者」や「養護教諭二種」免許の申請も可能です。

保健師免許を受けたのちに養護教諭二種免許の取得を希望する者は、「日本国憲法」(2単位)、「外国語」(2単位)、「情報処理Ⅰ及びⅡ」(2単位)、「保健体育」(2単位)を履修する必要があります。

(2) 履修方法

保健師教育課程履修者は、20名以内とする。

希望者は、帝京科学大学履修規則別記10を参照し、必ず必要な科目を履修してください。

(3) 履修費用

保健師教育課程の選考に合格した者は、履修費として別途120,000円を徴収します。

1 2 資格取得者の取り扱い

下記に掲げる資格等を取得した学生には、取得した級位に応じ必要な審査を経て、特定科

目の単位を修得したものと認定します。

なお、単位認定を希望する学生は、所定の資格取得届に必ず合格証等(写)を添付のうえ、教務課に提出してください。

(1) 実用英語技能検定

級 位	認 定 単 位 数	成 績 評 価
1 級	未修得の英語科目 A	1 単位
	未修得の英語科目 B	1 単位
	未修得の英語科目 C	1 単位
	未修得の英語科目 D	1 単位
	計	4 単位
準 1 級	未修得の英語科目 A	1 単位
	未修得の英語科目 B	1 単位
	計	2 単位
2 級	未修得の英語科目 A	1 単位
	計	1 単位

(2) T O E I C

級 位	認 定 単 位 数	成 績 評 価
8 6 0 点以上	未修得の英語科目 A	1 単位
	未修得の英語科目 B	1 単位
	未修得の英語科目 C	1 単位
	未修得の英語科目 D	1 単位
	計	4 単位
7 3 0 点以上	未修得の英語科目 A	1 単位
	未修得の英語科目 B	1 単位
	計	2 単位
6 0 0 点以上	未修得の英語科目 A	1 単位
	計	1 単位